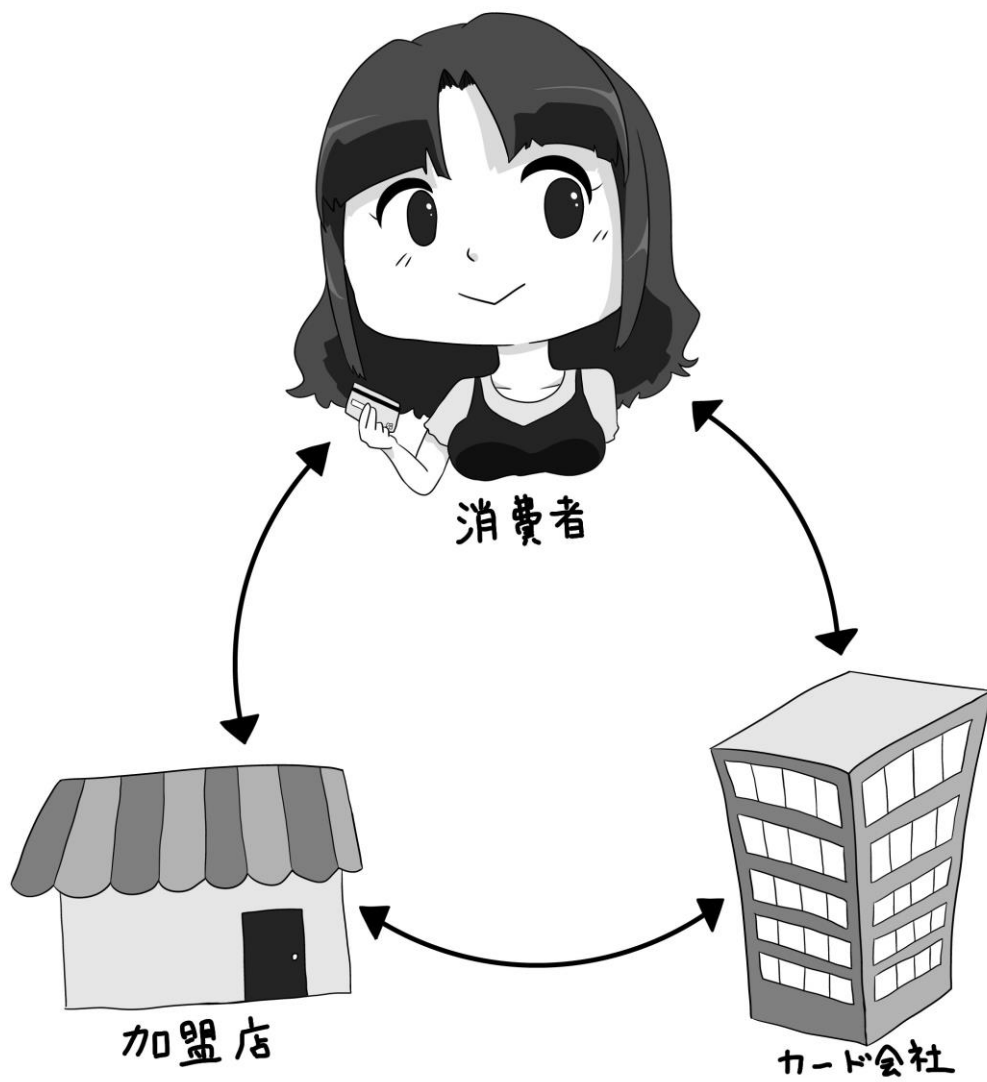


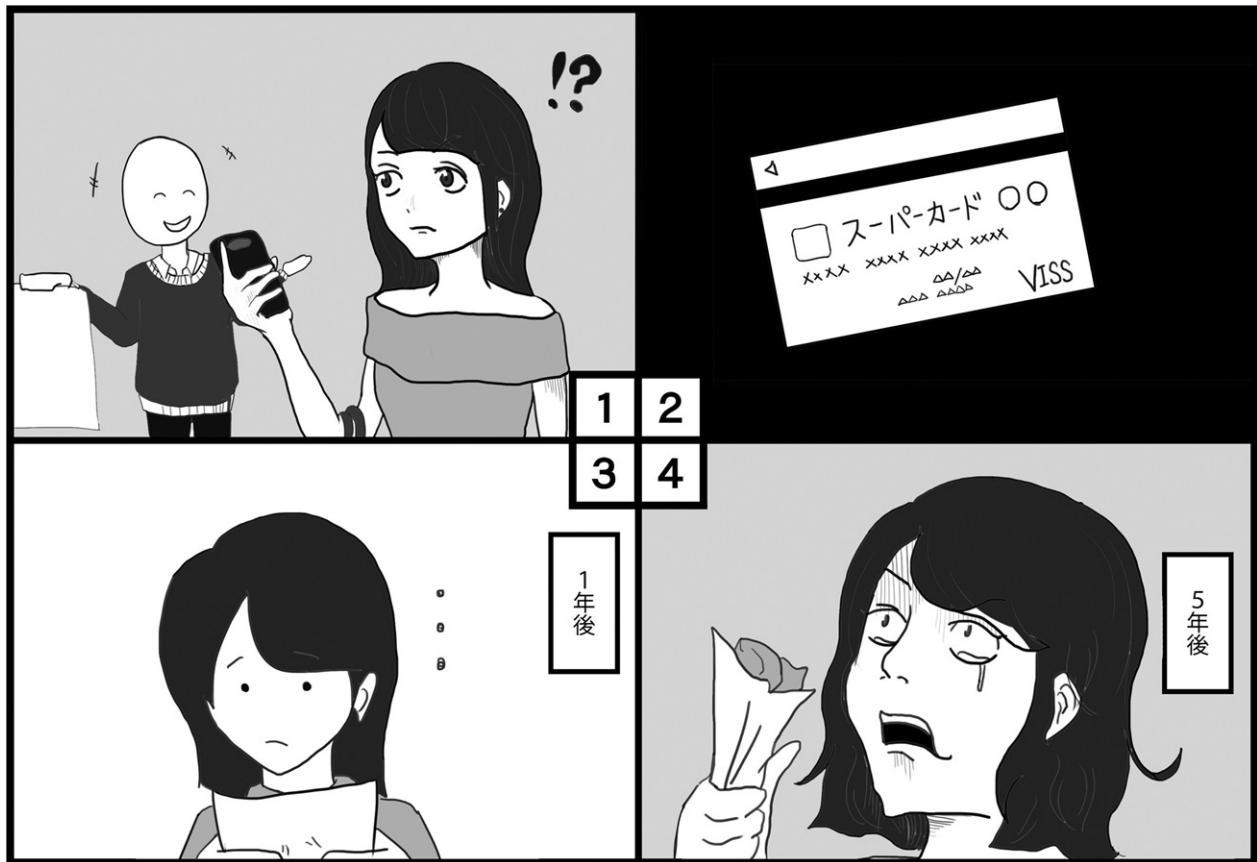
—大学4年生用—

クレジットカードの仕組み



4-1 クレジットカードの仕組み

1 よくある落とし穴



Aさんが〇〇スーパーに買い物にいったところ、クレジット機能付きの〇〇スーパーカードの新規作成を勧められました。このカードを持っていると、毎月△日は5%引きになり、またポイントも貯まるということだったので、カードを作ることになりました。しばらくすると、カード会社からリボ払いキャンペーンのお知らせが来ました。リボ払いにすると、毎月の買い物額と関係なく、支払額が定額になるので支払予定が立てやすいし、ボーナスポイントも付くということです。Aさんは、それはいいと思って、支払方法はリボ払いを選択するようにしました。

その後、Aさんは初めてカードを利用し、1月で50万円分の買い物をしました。そしてリボ払いにより定額と手数料で毎月約11,000円を支払うことになりました。その翌月以降は、Aさんは毎月5,000円分ずつの利用のみでした。

5年後、Aさんは、まだリボ払いで5年前と同じように毎月約11,000円を払っています。この5年間もカードで買物したのは毎月5,000円分だけで、それ以上は使っていませんでした。毎月使った分の2倍払っているのに、カードの支払いは一向に終わりません。

2 クレジットカードについて

クレジットカードの利用は、特に手持ちのお金がない場合、あるいは今はお金はないけれど、近い時期に必ずお金が入ってくる（アルバイト代、仕送りなど）場合にとっても便利です。あるいは高額な商品を買いたいけれど、一括で支払いができない場合、分割で購入することを可能にするのがクレジットカードです。利便性の高いクレジットカードですが、使い方によっては、Aさんのようになりかねません。

さて、ではなぜAさんの支払いは終わらないのでしょうか。Aさんはカード会社に勧められるままに「リボ払い」を選択しましたが、「リボ払い」の仕組みをよく理解していなかったと考えられます。Aさんの支払いが終わらないのは、この「リボ払い」に、実は高額な手数料がかかるからです。

クレジットカードを利用するのに、この「手数料」を知らなければ、クレジットカードを正しく使うことはできません。

また、そもそもクレジットカードとはどんなものなのでしょうか？

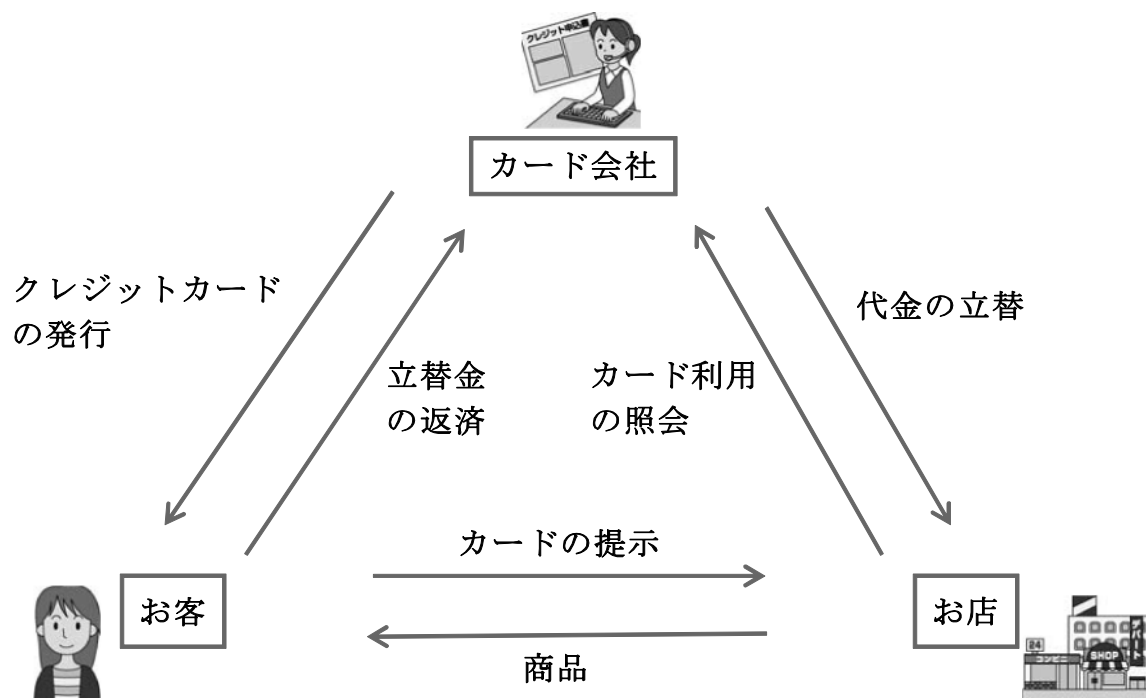
(1) クレジットカードの仕組み

【普通の買い物】



この場合には現金でその場で決済します。お客は、商品の価格分の現金がなければ買うことはできません。

【クレジットカードで支払う買い物】



お客として、クレジットカードを利用するためには、予めカード会社からクレジットカードの発行を受けておく必要があります。その前段階として、その人の支払能力などが審査されます。これを**与信**（よしん）と言います。

このクレジットカードが利用できるのは、カード会社の加盟店になっているお店だけです。加盟店では、その場でお金がなくともクレジットカードがあれば買い物をすることができます。お店は、カード会社から代金に相当する分のお金を受け取ります（代金の立替）。後日、お客は、カード会社との間で決められた方法で支払い（立替代金の返済）をすることになります。

① 翌月一括払い（基本）

クレジットカードをお店に提示すると、お店がカード会社に連絡します。カード会社は、このお客は財布の中のお金が足りないだけで、家や銀行にはお金があるはずと考えて、いったんお店に立替払いします。カード会社はその後、お客に対して立替金を請求し、支払ってもらいます。

カード会社は、お客からは手数料はもらいませんが、お店から「加盟店手数料」をもらって利益にします。

② 分割払い

一括払いのように、一度に全ての立替金を支払うだけでなく、立て替えておく期間を延ばして、月々で分割して支払うことができます。カード会社は分割での支払いを認める代わりに、立替金とは別に、お客から「分割払い手数料」を払ってもらいます。カード会社としては、このお客は、今はまとめて払うお金は持っていないけど、今後の収入から少しずつなら払ってくれるだろうと考えるわけです。お客は、自分の貯金では買えない高いものでも、月々の分割払いの額が、月々の収入の余裕の範囲に収まれば、お金を貯める前に買うことができます。カード会社は「分割払手数料」によって利益を得ることができます。

分割払いは、買ったものの値段（立替額）と支払回数によって、毎月の支払額が変わってきますが、基本的に立替額、支払回数ともに多ければ多いほど、手数料の総額も高額になります。

【分割払いの例（手数料が購入金額の2%の場合）】

年月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月	平成30年4月	平成30年5月		平成30年12月
各買物に対する支払額と手数料	買物その1 購入金額: 9万円 手数料計1,800円 分割3回払い	① 支払額 30,000円 手数料 600円	② 支払額 30,000円 手数料 600円	③ 支払額 30,000円 手数料 600円			
		買物その2 購入金額: 20万円 手数料計13,000円 分割10回払い	① 支払額 20,000円 手数料 1,300円	② 支払額 20,000円 手数料 1,300円	③ 支払額 20,000円 手数料 1,300円		⑩ 支払額 20,000円 手数料 1,300円
毎月の支払額合計	0円	30,600円	51,900円	51,900円	21,300円		21,300円

③ リボ払い

リボ払いは、リボルビング払いの略称で、立替金を全部ひとまとめにしてしまって、毎月の支払額を固定します。支払残高（未払いの立替金等）に関わらず毎月の支払額が固定されている**定額方式**と、残高に応じて支払額が増減する**残高スライド方式**があります。



【比較例】

残高	支払月額	
	定額方式	残高スライド式
10万円未満	5,000	5,000
10万円以上30万円未満	5,000	7,500
30万円以上	5,000	10,000

いずれの場合も残高に対して所定の事務手数料が発生し、支払月額に事務手数料を加算した額を支払うことになります。

残高スライド方式の場合、毎月の支払いが5,000円だと思っていたら、利用額が増えて7,500円、10,000円になっていたということもあるので利用額には注意が必要です。

定額方式の場合には残高に対する支払額は固定なので、お客は、毎月の支払額を一定額（＋事務定数料）にすることができます。どちらの方式でもカード会社は「リボ払い手数料」によって利益を得ることができます。また、リボ払いも立替額、支払回数ともに多ければ多いほど、手数料の総額も高額になります。

【リボ払いの例（毎月の支払額が1万円、手数料が残高に対して年15%の場合）】

年月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月	平成30年4月	平成30年5月	………	平成32年5月	平成32年6月
買物	買物その1 購入金額 9万円	買物その2 購入金額 20万円	——以降、リボ払いでの買い物なし——					
毎月の元金 支払額	0円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	………	10,000円	10,000円
毎月の手数料 支払額	0円	1,125円	3,500円	3,375円	3,250円	………	250円	125円
毎月の 支払額合計	0円	11,125円	13,500円	13,375円	13,250円	………	10,250円	10,125円
支払後元金 残高	90,000円	280,000円	270,000円	260,000円	250,000円	………	10,000円	0円

④ キャッシング（カードローン）

クレジットカードにはクレジットだけでなく、キャッシングもついてくる場合があります。クレジットカードで商品を購入する場合ではなく、文字通り、現金を借り入れる機能です。現金での借入ですので、事務手数料ではなく**利息**が発生します。

月々の利息は、クレジットの事務手数料に比べて高い傾向にあります。

利率は、利息制限法という法律により規制されており、法律上の上限利率は次の通りです。

【上限利率】

10万円未満・・・・・・・・・・20%

10万円以上100万円未満・・・・18%

100万円以上・・・・・・・・・・15%

カード会社は、これら上限利率の範囲内でキャッシングの利率を定めています。利用するときは利率を確認するようにしましょう。

(2) あるクレジットカード会社の規約をみてみましょう

①毎月締切日までの②リボ払いの未決済残高に対して、③弊社所定の手数料率により
年365日で日割計算した手数料（包括信用購入あっせんの手数料）と④元金の合計額
を弁済金として、毎月所定のお支払い日にお支払いいただきます。なお、⑤手数料
は実質年率15%とします。」

さて、これらはどういう意味でしょう？

① 「毎月締切日まで」

カード会社は毎月○日から△日までの立て替え分を取りまとめてお客に請求します。△日が締切日です。

例えば、毎月15日から翌月14日までであれば、毎月締切日は「毎月14日」と設定されていることになります。

② 「リボ払いの未決済残高」

カード会社が立替中の金額のことです。「未決済」とは支払いをしていない分であり、その残高ということになります。具体的には、先月までの立替金の未払分に、今月の締切日までの立替金を加算された額です。

【例】

先月までの立替金残高45万円

今月の立替金利用額 1 万円

45万円 + 1 万円 = 46万円（未決済残高）

リボ払いの場合には毎月、定額で支払いをしますから、その月ごとに立替中のものを全額支払っているわけではなく、残高が残り、翌月に繰り越されます。そこに今月の利用分が加算されます。これが規約④でいう「元金」になります。これに規約③に記載の計算方法によって残高にさらに手数料が加算されることになります。

③ 「弊社所定の手数料率により年365日で日割計算した手数料（包括信用購入あっせんの手数料）」

リボ払い手数料の計算方法を示したものです。この場合の手数料の計算は、1 年365日を前提に、日割で計算するということになります。

なお、参考までに「包括信用購入あっせん」とは、「クレジットカードの利用」を差しています。これと対比されるのは、個別信用ですが、これは特定の商品を買うと

きに、その購入案件ごとに個別に審査を受けて利用する場合です。高額な車の購入などに利用されています。

④ 「元金」

立替金そのものを指します。この元金が手数料を計算する際の基礎となります。

⑤ 「手数料は実質年率15%」

手数料という名目になっていますが、③で述べられたとおり365日の日割計算になり、それは1年で15%の利息がつくのと同じ意味です。

手数料であり、利息ではないということなのですが、実質的には利息と同じなので、「実質年率」として、負担する率を分かりやすく示したものになります。

(3) リボ払い手数料はどのくらいかかるのでしょうか

ほとんどのカードでは、リボ払い手数料は年15%とされています。つまり、未払金に対して、年15%の手数料を払わないとなりません。未払金が50万円の場合の、最初の支払い月（1か月30日として）の手数料を計算してみましょう。

【計算方法】

①500,000円に対する1年間のリボ払い手数料＝500,000円×15% (=0.15) =75,000円

②1日当たりの手数料額＝75,000円÷365日≒205.48円

③1月当たりの手数料額＝205.48円×30日≒6,164円

上記の計算のとおり、50万円の未払金に対する1か月目の手数料は、約6,164円となります。

(4) Aさんのケースはどういうことだったのでしょうか

Aさんの場合、まず、最初のカードの利用でカード会社に50万円分を立替てもらっていますが、これはつまりカード会社への未払金ということになります。また、事例中には明記されていませんでしたが、Aさんのリボ払いの元金への支払い額は、毎月5,000円の定額でした。未払金が50万円で元金への支払額が5,000円ということは、月約11,000円の支払いのうち、手数料だけで約6,000円もかかっていたということになります。そして、もし毎月5,000円分の買い物をし続けたなら、未払金は50万円のまま、約11,000円をずっと支払い続けなければなりません。

カードを使うのを止めると、月の支払額は11,000円からだんだん5,000円に近付いていきますが、払い終わるのは約8年後です。

それでは実際に、Aさんのリボ払い手数料などを計算してみましょう。

【計算方法】

※分かりやすくするため、月ごとの日数の差は考慮しないこととします。したがって、前問で計算された数字とは若干異なります。

① 1月目の事務手数料＝50万円（元金）×0.15（事務手数料の実質年率）

$$\times \frac{12}{12} \text{分の1（1月あたり）} = 6,250 \text{円}$$

② 1月目の支払総額＝5,000円（弁済金）＋6,250円（事務手数料）＝11,250円

③ 支払後の元金＝50万円（元金）－5,000円（元金への支払い額）＝495,000円

④ 翌月の事務手数料＝495,000円×0.15×12分の1＝6,187円（小数点以下切捨）

但し、別途、買物利用をせず、元金（残高）が増えない場合

1月で元金が50万円から495,000円に減るため、事務手数料も6,250円から6,187円に減ります。但し、これは別途、買物利用をしない場合です。

毎月、5,000円分を利用した場合、毎月50万円の元金（残高）があることになるので、毎月の事務手数料は6,250円のまま変わりません。

元金を減らすためには、クレジットの利用を止め、とにかく毎月元金である5,000円と事務手数料を支払っていかねばなりません。残高をゼロにするには、その後、5,000円＋事務手数料を99回支払う必要があり、8年4か月ほどが掛かります。

その間に支払う事務手数料は、約310,000円にもなります。

【リボ払い支払期間】

	元金（残高）	リボ定額	支払後の元金	事務手数料
2018年1月	500,000	5,000	495,000	6,187
2018年2月	495,000	5,000	490,000	6,125
2018年3月	490,000	5,000	485,000	6,062
2018年4月	485,000	5,000	480,000	6,000
2018年5月	480,000	5,000	475,000	5,937
2018年6月	475,000	5,000	470,000	5,875
2018年7月	470,000	5,000	465,000	5,812
2018年8月	465,000	5,000	460,000	5,750
2018年9月	460,000	5,000	455,000	5,687

2018年10月	455,000	5,000	450,000	5,625
2018年11月	450,000	5,000	445,000	5,562
2018年12月	445,000	5,000	440,000	5,500

(途中略)

2025年 5 月	60,000	5,000	55,000	687
2025年 6 月	55,000	5,000	50,000	625
2025年 7 月	50,000	5,000	45,000	562
2025年 8 月	45,000	5,000	40,000	500
2025年 9 月	40,000	5,000	35,000	437
2025年10月	35,000	5,000	30,000	375
2025年11月	30,000	5,000	25,000	312
2025年12月	25,000	5,000	20,000	250
2026年 1 月	20,000	5,000	15,000	187
2026年 2 月	15,000	5,000	10,000	125
2026年 3 月	10,000	5,000	5,000	62
2026年 4 月	5,000	5,000	0	0
			合計	309,350

【参考】 リボ払いの支払額や支払期間が具体的にどうなるか

J C Bカード「ショッピングリボ払いのシミュレーション」

<http://www.jcb.co.jp/service/payment/pop/shopping-revolving-simulation.html>

Aさんが毎月5,000円のクレジットの利用を止めなければ、同じ期間で支払う事務手数料の総額は、6,250円×8年4ヶ月＝625,000円となります（さらには元金も減らないため、その後も支払いは続きます）。

リボ払いを使うことは、金利は若干低いですが、キャッシング（カードローン）を利用するのに近いことです。

カード会社としては、一括払いに比べて手数料収入は増えます。

一方でお客としては、支払う手数料が多くなり、その分負担は大きくなります。



【参考】

国民生活センター：「利用の前によく確認を！クレジットカードのリボルビング払い」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091216_4.html

(5) カードの使い過ぎに注意

持っているカードが1枚だけなら、リボ払いにしても、払い終わるのは遠い先にはなりますが、失業等のアクシデントがなければ、払えなくなることはあまりないかもしれません。



しかし、カードを何枚も持って、それぞれ沢山利用すれば、いくらリボ払いでも毎月の合計支払額が大きくなって、払いきれなくなってしまう。自分の収入と支出状況をよく考えてカードは使いましょう。

特にクレジットの支払いができないことから、キャッシング（カードローン）を利用するようになると返済不能に陥る可能性が高くなるので注意してください。

(6) 払えなくなってしまったら

クレジットカードを利用した以上、毎月、約定分の支払いをしなければなりませんが、どうしても払えなくなったときは、どうすべきでしょうか。

まずは、カード会社に連絡をして、月々の支払額の減額をお願いするなど、支払方法を変更してもらうという方法があります。

しかし、この方法による場合、毎月支払う額自体は減りますが、分割手数料（実質的な利息）までもが減額されるわけでないので、残高（元金）が全く減らない状態になることもあります。あるいはむしろ増えていくような状況も考えられますので、そのような場合は要注意です。

また、弁護士に依頼して、支払額の減額交渉をしてもらったり、裁判所に自己破産を申し立てて支払いを免除してもらうという方法もあります。ただし、いわゆる「ブラックリスト」に載ることになるので、当分カードは所持できませんし、ローンも組めません。また、自己破産を申し立てても、裁判官が無駄遣いがひどいと判断したときは、支払免除が認められない場合もあります。

(7) 信用情報について

クレジットカードを申し込むと、申し込んだ人の収入や年齢などの情報を審査し、クレジットカードを貸与してよいかどうか審査されます。収入が少なければ、クレジットカードを作れない場合もありますし、作れても利用できる限度額が低い場合もあります。

ところで、クレジットカード会社が審査をする際、必ずチェックするのが信用情報で

す。信用情報には、クレジットカードの利用情報が登録されています。クレジットカードを初めて作成する場合等には、新たに登録されることになりますが、既に登録されているということは、別のカード会社のカードを持っているか、かつて持っていたということになります。既に別のクレジットカードを持っている場合残高等も登録されていますので、それらの情報をもとに、さらに別のクレジットカードを発行して良いかどうか判断され、状況によっては断られることもあります。

世間ではよく「ブラックリストに載る」といわれることがありますが、ブラック情報機関というものがあるわけではなく、正確には、信販会社などで情報を共有するC I C、消費者金融が情報を共有する日本信用情報機構（J I C C）、銀行などが情報を共有する全国銀行個人信用情報センターが主な信用情報機関です。ここで借入の有無、残高等の情報が登録され、それを各金融機関内で情報が共有されています。クレジット遅延情報も登録することになっています。いわゆるブラックというのは事故情報のことであり、信用情報がブラックになるということは、クレジットカードの利用で延滞が3か月続いている、破産したなどの事情がある場合、事故情報として登録されます。事故情報が永久に登録されるということはありませんが、事故情報として登録されてしまうと、クレジットカードを持てなくなるだけでなく、将来、住宅ローンを組めるかどうかにも影響を及ぼしますし、携帯電話の契約にも影響することがあります。事故情報の登録がなくても、利用した残高が多い場合には、クレジットカードが作れないということもあります。

破産しなければブラックリストに載らないというのは誤解であり、くれぐれもクレジットカードの使いすぎには注意しましょう。

3 クレジットにまつわる諸問題

(1) クレジットカードを他人へ貸すことの危険性について

クレジットカードを利用するということは、実質的にはカード会社からお金を借りるのと同じです。従って、友達から頼まれたとしても決してクレジットカードを貸してはいけません。使われた場合の支払いの責任は、クレジットカードの名義人である自分にあります。その友達が使った分を払ってくれない場合、カード会社からは自分が請求を受けることになります。使ったのは自分ではないという言い分は通らないということです。

同じようにクレジットローンを組めない友達から、車を買うのにクレジットローンを組むので名前を貸してくれ、と言われても貸してはいけません。その友達が自分に対し

てローン分の金額を支払ってくれる保証はありませんし、もし自分の名前でローンを組まれば、その車のクレジットローンの支払いの責任は自分に発生し、クレジットローン会社からの請求は自分に行くことになります。

クレジットカードを貸すことはクレジット契約でも禁止されていますし、クレジットカードそのものの所有権はカード会社にあります。つまり、クレジットカードはカード会社から貸与されているものなのです。

(2) チャージバックについて

クレジットカードは、国際ブランドがついていることが通常であり、これらの加盟店であれば、海外でもクレジットカードを利用することができます。

ただし、海外での利用の場合、日本以上にクレジットカードが加盟店によって悪用される場合があります、店員に預けたクレジットカードにより、買っていない商品まで買ったことにされて決済されてしまった場合や（自分の目の届かないところに店員がクレジットカードを持って行こうとする場合は要注意です）、後日、商品が届けられるはずなのに届かないというトラブルに遭うことがあります。また、通信販売など、国内で利用していると思っていても、決済代行業者が間に入ることによって同じようなトラブルになることがあります。

このとき、カード会社に対して、抗弁（詳しくは63ページ参照）として支払いを拒絶することができますが、翌月一括払いの場合には、それができません。

この場合には、カード会社に対して、利用した覚えがない、商品が届かないということについて、海外の加盟店に対して調査し、加盟店に不備があれば支払った代金を取り戻すよう要求することができます。カード会社としては直接の加盟店ではないため、調査はできませんが、国際ブランドを通じての調査はできるのです。この代金を取り戻すための一連の流れをチャージバックといいます。カード会社は、このような消費者からの調査要求に対しては、誠実に対応すべき責任があります。

4 確認問題

次の文の空欄を埋めてください。

- (1) クレジットカードは、お客さんがカードをお店に出して、お店がカード会社に連絡すると、カード会社がお店に（ ）払いしてくれるものです。

- (2) カードの支払方法は、主に、翌月一括払い、分割払い、リボ払いという方法があります。支払額が買い物の額だけで済むのは（ ）払い、買い物の額のほかに手数料も払わないとならないのは、（ ）払いと（ ）払いです。

5 発展問題

以下の説明で正しいものに○を、間違っているものに×をつけてください。また、間違っている場合はどう間違っているか説明してください。

- (1) 「リボ払いの残高が36万円あります。リボ払い手数料は15%で、最初の支払い月の支払額は9,500円だったので、あと3年と少しで払い終わることになります。」
- (2) 「36万円分買い物をしました。そんなに貯金はないので、クレジットカードを使って12回分割払いにしました。毎月の支払額は3万円のみで済みます。」
- (3) 「最後は自己破産すれば払わなくてもよくなるので、欲しいものがあったらカードでどんどん買い物することになっています。」